



# 山形県公報

平成16年11月24日(水)  
第1596号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                           |                  |         |
|-------------------------------------------|------------------|---------|
| 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....     | (農政企画課)          | ...1263 |
| 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (同)              | ...1264 |
| 山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....      | (同)              | 同       |
| 公共測量の実施の通知.....                           | (管理課)            | 同       |
| 山形空港周辺民家防音工事補助金交付規程の一部を改正する規程.....        | (交通基盤課)          | ...1265 |
| 道路の区域の変更.....                             | (村山総合支庁西村山総務建築課) | 同       |
| 同.....                                    | (同)              | ...1266 |
| 同.....                                    | (同)              | 同       |
| 同.....                                    | (同)              | ...1267 |
| 同.....                                    | (同)              | 同       |
| 同.....                                    | (同)              | 同       |
| 同.....                                    | (同)              | 同       |
| 県道の供用の開始.....                             | (同)              | ...1268 |
| 同.....                                    | (同)              | 同       |
| 道路の位置の指定.....                             | (置賜総合支庁建築課)      | ...1269 |
| 道路の区域の変更.....                             | (庄内総合支庁建設総務課)    | 同       |
| 県道の供用の開始.....                             | (同)              | 同       |
| 同.....                                    | (同)              | 同       |
| 同.....                                    | (同)              | ...1270 |

### 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会11月定例会の招集..... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (最上総合支庁企画振興課) ... 同

## 告 示

山形県告示第1097号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程(昭和48年6月県告示第796号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中「年0.20パーセント」を「年0.30パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.55パーセント」に、「年0.60パーセント」を「年0.70パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成16年10月21日から適用する。
- 2 平成16年10月21日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1098号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年11月24日

山形県知事 高橋和雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程（平成4年6月県告示第729号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年2.95パーセント」を「年3.05パーセント」に改める。

第4条の表中「年0.20パーセント」を「年0.30パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.55パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成16年10月21日から適用する。
- 2 平成16年10月21日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1099号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年11月24日

山形県知事 高橋和雄

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程（平成5年9月県告示第1004号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「年0.7パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成16年10月21日から適用する。
- 2 平成16年10月21日前に利子補給の承諾が行われた漁業後継者育成資金に係る利子補給率については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1100号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成16年11月24日

山形県知事 高橋和雄

- 1 公共測量を実施する地域  
山形県西置賜郡小国町地先
- 2 公共測量を実施する期間  
平成16年10月18日から平成17年2月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（カラー撮影、空三）

山形県告示第1101号

山形空港周辺民家防音工事補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形空港周辺民家防音工事補助金交付規程の一部を改正する規程

山形空港周辺民家防音工事補助金交付規程（昭和55年6月県告示第942号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1

| 工事の方法<br>の種類 | 住宅の種類    | 室 数      |          |          |          |          |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|              |          | 1 室      | 2 室      | 3 室      | 4 室      | 5 室      |
| A 工 法        | 木造一般住宅   | 2,097 千円 | 3,250 千円 | 4,025 千円 | 4,781 千円 | 5,641 千円 |
|              | R C造一般住宅 | 1,332    | 2,022    | 2,778    | 3,364    | 4,016    |
| B 工 法        | 木造一般住宅   | 1,767    | 2,787    | 3,694    | 4,394    | 4,914    |
|              | R C造一般住宅 | 1,332    | 2,022    | 2,778    | 3,364    | 4,016    |
| C 工 法        | 木造一般住宅   | 1,285    | 1,653    | 2,400    | 2,598    | 2,891    |
|              | R C造一般住宅 | 1,228    | 1,653    | 2,315    | 2,494    | 2,825    |
| C' 工 法       | 木造一般住宅   | 1,285    |          |          |          |          |

別表第2

| 工事の方法<br>の種類 | 住宅の種類    | 室 数               |                   |                   |                   |                   |
|--------------|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|              |          | 1 室 <sup>千円</sup> | 2 室 <sup>千円</sup> | 3 室 <sup>千円</sup> | 4 室 <sup>千円</sup> | 5 室 <sup>千円</sup> |
| A 工 法        | 木造一般住宅   | 205               | 224               | 240               | 336               | 354               |
|              | R C造一般住宅 | 189               | 202               | 216               | 310               | 322               |
| B 工 法        | 木造一般住宅   | 198               | 215               | 234               | 329               | 344               |
|              | R C造一般住宅 | 189               | 202               | 216               | 310               | 322               |
| C 工 法        | 木造一般住宅   | 186               | 194               | 206               | 294               | 301               |
|              | R C造一般住宅 | 186               | 194               | 206               | 294               | 301               |
| C' 工 法       | 木造一般住宅   | 186               |                   |                   |                   |                   |

別記様式第1号中 「 1木造一般 2木造集合 3 R C造一般 4 R C造集合 5 農漁村型 」 を

「 1木造一般 2 R C造一般 」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第1102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                            | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|----------------------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 西村山郡大江町大字左沢字原町171番から<br>寒河江市大字中郷字千本原1778番1まで |   | 旧    | 39.0メートル<br>↓<br>18.0 | メートル<br>603 |
| 同                                            | 上 |      | 41.0メートル<br>↓<br>6.0  | メートル<br>823 |
| 同                                            | 上 | 新    | 39.0メートル<br>↓<br>18.0 | メートル<br>603 |
| 西村山郡大江町大字左沢字原町171番から<br>寒河江市大字中郷字川口原1937番2まで |   |      | 20.2メートル<br>↓<br>6.0  | メートル<br>416 |

## 山形県告示第1103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白滝宮宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                            | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|------------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡朝日町大字立木字築瀬1128番17から<br>同 |   | 旧    | 58.0メートル<br>↓<br>30.0 | メートル<br>34 |
| 同                            | 上 |      | 62.5メートル<br>↓<br>30.0 | 同上         |

## 山形県告示第1104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白滝宮宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|-----------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡朝日町大字立木字与市山1068番から<br>同 |   | 旧    | 33.0メートル<br>↓<br>29.0 | メートル<br>31 |
| 同                           | 上 |      | 37.0メートル<br>↓<br>29.0 | 同上         |

山形県告示第1105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 白滝宮宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|----------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡朝日町大字立木字藁田屋敷131番1から<br>同 上まで | 旧    | 19.0メートル<br>と<br>10.0 | メートル<br>28 |
| 同 上                              | 新    | 20.0メートル<br>と<br>10.0 | 同 上        |

山形県告示第1106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 寒河江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 寒河江市六供町二丁目1570番1から<br>同 2607番まで | 旧    | 15.6メートル<br>と<br>11.5 | メートル<br>110 |
| 同 上                             | 新    | 22.4メートル<br>と<br>11.6 | 同 上         |

山形県告示第1107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|--------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 寒河江市六供町一丁目335番から<br>同 大字寒河江字塩水11番1まで | 旧    | 24.6メートル<br>と<br>7.2 | メートル<br>878 |
| 同 上                                  | 新    | 24.6メートル<br>と<br>7.2 | 同 上         |
| 同 上                                  |      | 64.5メートル<br>と<br>9.0 | メートル<br>864 |

## 山形県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- |   |         |                                  |
|---|---------|----------------------------------|
| 1 | 路線名     | 白滝宮宿線                            |
| 2 | 供用開始の区間 | 西村山郡朝日町大字立木字築瀬1128番17から<br>同 上まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成16年11月24日                      |

## 山形県告示第1109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- |   |         |                                     |
|---|---------|-------------------------------------|
| 1 | 路線名     | 白滝宮宿線                               |
| 2 | 供用開始の区間 | 西村山郡朝日町大字立木字与市山1068番から<br>同 1067番まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成16年11月24日                         |

## 山形県告示第1110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- |   |         |                                  |
|---|---------|----------------------------------|
| 1 | 路線名     | 白滝宮宿線                            |
| 2 | 供用開始の区間 | 西村山郡朝日町大字立木字藁田屋敷131番1から<br>同 上まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成16年11月24日                      |

## 山形県告示第1111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- |   |         |                                 |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 路線名     | 寒河江西川線                          |
| 2 | 供用開始の区間 | 寒河江市六供町二丁目1570番1から<br>同 2607番まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成16年11月25日                     |

## 山形県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 天童大江線
- 2 供用開始の区間 寒河江市六供町一丁目335番から  
同 大字寒河江字塩水11番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成16年11月25日

山形県告示第1113号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定の番号 私道最総建第263号
- 2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字高畠字洪作268 - 4、268 - 7、270 - 5、270 - 5 先  
東置賜郡高畠町大字高畠字町尻784 - 7、785 - 3
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル 延長87.51メートル
- 4 指定年月日 平成16年11月12日

山形県告示第1114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 海ヶ沢松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|-------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 飽海郡平田町大字北俣字仁助新田29番2 から<br>同 42番4 まで | 旧    | 31.2 メートル<br>8.6  | 130<br>メートル |
| 同 上                                 | 新    | 38.0 メートル<br>10.8 | 同 上         |

山形県告示第1115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 海ヶ沢松山線
- 2 供用開始の区間 飽海郡平田町大字北俣字仁助新田29番2 から  
同 42番4 まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月7日

山形県告示第1116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 円能寺砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 飽海郡平田町大字北俣字仁助新田29番2から  
同 大字山谷字下川原71番3まで  
飽海郡平田町大字山谷字下川原78番7から  
同 71番3まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月7日

## 山形県告示第1117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成16年11月24日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 宮野浦坂野辺新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市大字坂野辺新田字西貉山211番26から  
同 錦町三丁目5番31号まで  
酒田市錦町三丁目5番20号から  
同 5番31号まで
- 3 供用開始の期日 平成16年11月26日

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第14号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

平成16年11月24日

山形県教育委員会

委員長 伊藤晴夫

- 1 招集の日時 平成16年11月25日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 民法第34条の規定に基づく財産法人の設立の許可について
  - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年11月24日

山形県知事 高橋和雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年11月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称

特定非営利活動法人 たんぼぼ作業所

(2) 代表者の氏名

森 徳康

(3) 主たる事務所の所在地

山形県新庄市宮内町3番73号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対し社会の一員として、障害者自立支援事業やその家族に対する相談事業を行い、一人ひとりができる仕事に関わりながら社会参加の増進と環境や福祉の問題に取り組み、関係機関と連携し共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。

平成16年11月24日印刷  
平成16年11月24日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056